

# 管理技術者及び照査技術者の選任及び資格要件等の運用について

平成28年9月1日 運用

## 1 管理技術者及び照査技術者を要求する業務

①管理技術者は、設計業務、測量業務、地質・土質調査業務、建築設計等業務のいずれにも、必ず定めることとしている。ただし、設計業務とその他の業務をあわせて委託する場合は、当該業務の管理技術者として、原則、設計業務に係る資格要件を満たす管理技術者を配置するものとし、その他の業務について個別の管理技術者の配置は求めないものとする。

②照査を必要とする業務内容については、下表の通りとする。  
 なお、照査技術者の配置を必要とした場合の資格要件は管理技術者と同等とする。

業務内容	照査基準
測量業務	予定価格500万円以上。または、設計図書に定めのある場合。 <b>※災害についてはこの限りではない。</b>
土木設計業務 地質・土質調査業務	実施設計業務の設計業務原価（一般管理費を含まない額）が100万円以上のものとする。 なお、設計業務原価が100万円未満であっても、構造計算、応力計算等が伴う高度な技術力を要するものや構造物の重要度により必要と判断されるものについては、照査を実施することができるものとする。 <b>※災害についてはこの限りではない。</b>
建築設計	設計図書に定めのある場合。

※合併で発注する場合は、それぞれの業務価格で対応する。

## 2 業務ごとに必要な管理技術者及び照査技術者の資格要件

業務の種類	資格要件		
測量業務	① 測量士、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者 ② その他、特記仕様書で規定する者		
設計業務	(1) 技術士又はビルコンサルタントマネージャー（以下、「RCCM」の資格保有者		
	設計業務の種類	技術士	RCCM
	河川、砂防及び海岸・海洋	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	R 左 C 記 C 〃 M 設 の 計 資 業 格 の 種 類 『』と の
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道 路		
	鉄 道		
	造 園		
	都市計画及び地方計画		
	土質及び基礎		
	鋼構造物及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画、施工設備及び積算		
	建設環境		
上水道及び工業用水道	技術部門「上下水道部門」に該当する資格		
下 水 道			

農 業 土 木	技術部門「農業部門」に該当する資格
森 林 土 木	技術部門「森林部門」に該当する資格
水 産 土 木	技術部門「水産部門」に該当する資格
廃 棄 物	技術部門「衛生工学部門」に該当する資格
地 質	技術部門「応用理学部門」に該当する資格
機 械	技術部門「機械部門」に該当する資格
電 気 電 子	技術部門「電気電子部門」に該当する資格

(2) (1)と同等の能力と経験を有する技術者(同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント等業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者
- ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者
- ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者
- ④ その他、特記仕様書で規定する者

建築設計

- ① 1・2級建築士
- ② その他、特記仕様書で規定する者

地質・土質  
調査業務

- ① 技術士(総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。)、建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る)又は応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る))
- ② シビルコンサルティングマネージャ(RCCM(専門とする技術部門を「地質」及び「土質及び基礎」とするものに限る))
- ③ RCCM資格試験の合格者
- ④ 地質調査に係る業務に関し、20年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、地質調査に係る業務に関し、15年以上の実務経験を有する者
- ⑥ 社団法人全国地質調査業務協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格した者
- ⑦ その他、特記仕様書で規定する者